

●香川県告示第399号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第2項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第1項及び第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成26年11月18日から同年12月9日まで一般の縦覧に供する。

平成26年11月18日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 善通寺詫間線（48号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
善通寺市善通寺町字砂古裏 957番1地先から	前	6.7~7.2	14	交通安全施設事業による歩道整備
善通寺市善通寺町字砂古裏 957番1地先まで	後	9.0~9.1	14	

- 4 供用開始の期日 平成26年11月18日